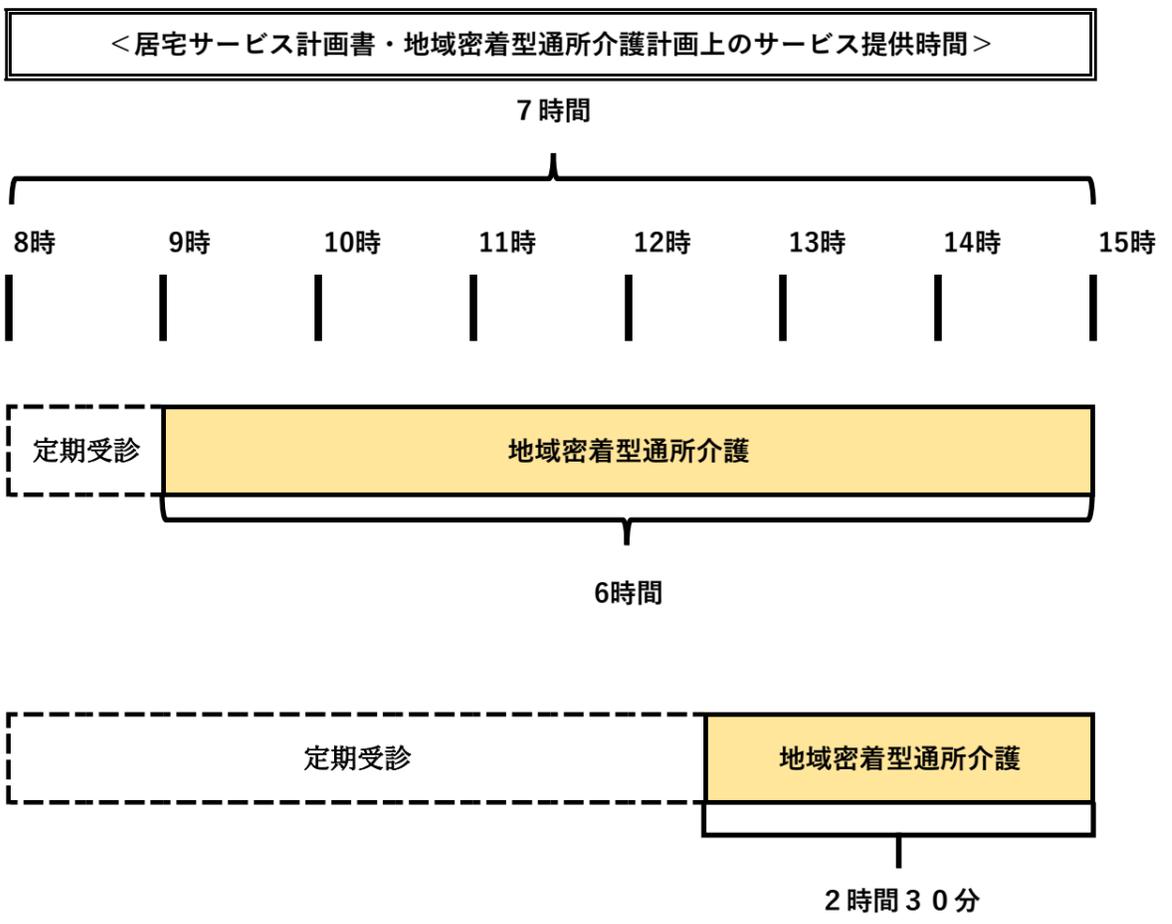


【地域密着型通所介護】
サービス提供時間を短縮した場合の所要時間区分の考え方



居宅介護支援事業所（介護支援専門員）
〔居宅サービス計画書（第3表 週間サービス計画書）の対応〕

※通所サービス利用日にやむを得ず、定期受診を行う必要がある場合は、当初の居宅サービス計画書に以下のように、位置づけてください。
「週間単位以外のサービス」欄に、（例）『定期受診等のやむを得ない事情により、サービス提供時間の短縮利用あり。』と位置付ける。

地域密着型通所介護事業所
〔通所サービス計画を変更し、再作成の対応について〕

※通所サービス利用日にやむを得ず、定期受診を行う必要がある場合は、当初の「通所サービス計画」を以下の①、②を位置づけてください。
①通常のサービス提供時間の『通所サービス計画』を作成する。
②定期受診により、通常のサービス提供時間より短縮でサービス提供時間の『通所サービス計画』を作成する。

【（地域密着型）通所介護計画書】

作成日： 年 月 日	前回作成日： 年 月 日	初回作成日： 年 月 日
ふりがな氏名	性別 大正 / 昭和 年 月 日生 歳	要介護度 計画作成者： 職種：
障害高齢者の日常生活自立度：自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2		認知症高齢者の日常生活自立度：自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV M

I 利用者の要介護状態		<p align="center">（地域密着型通所介護計画の作成）</p> <p>第27条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p>
利用者本人		
利用者本人		
利用者の居		
健康状態		注意事項★
II サービス		
長期目標	設定日 達成予定日	達成度 達成・一部・未達成
短期目標	設定日 達成予定日	達成度 達成・一部・未達成

サービス提供内容（※）					
①	目的とケアの提供方針・内容	実施		評価 効果、満足度など	迎え（有・無）
		実施	達成		
①	月 日 ~ 月 日	実施 一部	達成 一部		プログラム（1日の流れ） (予定時間) (サービス内容)
②	月 日 ~ 月 日	実施 一部	達成 一部		
③	月 日 ~ 月 日	実施 一部	達成 一部		
④	月 日 ~ 月 日	実施 一部	達成 一部		
⑤	月 日 ~ 月 日	実施 一部	達成 一部		

※プログラム（1日の流れ）欄に、「通常のサービス提供時間でのプログラム」と、サービス提供時間の短縮利用希望がある場合は、「短縮のサービス提供時間でのプログラム」を通所介護計画書にその都度、追記して位置づけておく必要があります。

特記事項

実施後の変化（総括） 再評価日： 年 月 日

（地域密着型）通所介護 ○○○ 事業所No. 000000000 〒000-0000 住所：○○県○○市○○ 00-00 管理者：
Tel. 000-000-0000/Fax. 000-000-0000